

資金管理業務規程の変更 新旧条文対照表

(下線部が変更箇所)

資金管理業務規程（新）	資金管理業務規程（現行）																																				
<p>別紙 再資源化預託金等の運用の基本方針</p> <p>Ⅱ. 再資源化預託金等の運用対象資産及び構成</p> <p>1. 運用対象資産の範囲</p> <p><略></p> <table border="1" data-bbox="216 730 1389 1906"> <thead> <tr> <th>運用対象資産</th> <th>条 件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①国債</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>②地方債</td> <td>・ 信用格付業者のいずれかに、最上位から二番目以上の格付を付与されたものであること。</td> </tr> <tr> <td>③特別の法律により設立された法人の発行する債券</td> <td>・ 政府が保証するもの、又は信用格付業者のいずれかに、最上位から二番目以上の格付を付与されたものであること。</td> </tr> <tr> <td>④特別の法律により銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券（いわゆる金融債）</td> <td>・ 信用格付業者のいずれかに、最上位から二番目以上の格付を付与されたものであること。</td> </tr> <tr> <td>⑤社債（⑥に該当するいわゆるペーパーレスCPを除く）</td> <td>・ 信用格付業者のいずれかに、最上位から二番目以上の格付を付与されたものであること。 ・ 転換社債、新株引受権付社債は含まないこと。</td> </tr> <tr> <td>⑥金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げる約束手形（いわゆる約束手形CP）及び社債等の振替に関する法律第66条第1号に掲げる短期社債（いわゆるペーパーレスCP）</td> <td>・ 信用格付業者のいずれかに、短期債務格付が最上位から二番目以上のものを付与されたものであること。</td> </tr> <tr> <td>⑦金融機関への預金（大口定期預金、譲渡性預金等を含む）</td> <td>・ 銀行については、信用格付業者のいずれかに、短期債務格付が最上位から二番目以上のものを付与されたものであること。</td> </tr> <tr> <td>⑧信託会社又は信託業務を行う銀行への金銭信託</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	運用対象資産	条 件	①国債	—	②地方債	・ 信用格付業者のいずれかに、最上位から二番目以上の格付を付与されたものであること。	③特別の法律により設立された法人の発行する債券	・ 政府が保証するもの、又は信用格付業者のいずれかに、最上位から二番目以上の格付を付与されたものであること。	④特別の法律により銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券（いわゆる金融債）	・ 信用格付業者のいずれかに、最上位から二番目以上の格付を付与されたものであること。	⑤社債（⑥に該当するいわゆるペーパーレスCPを除く）	・ 信用格付業者のいずれかに、最上位から二番目以上の格付を付与されたものであること。 ・ 転換社債、新株引受権付社債は含まないこと。	⑥金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げる約束手形（いわゆる約束手形CP）及び社債等の振替に関する法律第66条第1号に掲げる短期社債（いわゆるペーパーレスCP）	・ 信用格付業者のいずれかに、短期債務格付が最上位から二番目以上のものを付与されたものであること。	⑦金融機関への預金（大口定期預金、譲渡性預金等を含む）	・ 銀行については、信用格付業者のいずれかに、短期債務格付が最上位から二番目以上のものを付与されたものであること。	⑧信託会社又は信託業務を行う銀行への金銭信託		<p>別紙 再資源化預託金等の運用の基本方針</p> <p>Ⅱ. 再資源化預託金等の運用対象資産及び構成</p> <p>1. 運用対象資産の範囲</p> <p><略></p> <table border="1" data-bbox="1528 730 2700 1906"> <thead> <tr> <th>運用対象資産</th> <th>条 件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①国債</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>②地方債</td> <td>・ 指定格付機関のいずれかに、最上位から二番目以上の格付を付与されたものであること。</td> </tr> <tr> <td>③特別の法律により設立された法人の発行する債券</td> <td>・ 政府が保証するもの、又は指定格付機関のいずれかに、最上位から二番目以上の格付を付与されたものであること。</td> </tr> <tr> <td>④特別の法律により銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券（いわゆる金融債）</td> <td>・ 指定格付機関のいずれかに、最上位から二番目以上の格付を付与されたものであること。</td> </tr> <tr> <td>⑤社債（⑥に該当するいわゆるペーパーレスCPを除く）</td> <td>・ 指定格付機関のいずれかに、最上位から二番目以上の格付を付与されたものであること。 ・ 転換社債、新株引受権付社債は含まないこと。</td> </tr> <tr> <td>⑥証券取引法第2条第1項第8号に掲げる約束手形（いわゆる約束手形CP）及び社債等の振替に関する法律第66条第1号に掲げる短期社債（いわゆるペーパーレスCP）</td> <td>・ 指定格付機関のいずれかに、短期債務格付が最上位から二番目以上のものを付与されたものであること。</td> </tr> <tr> <td>⑦金融機関への預金（大口定期預金、譲渡性預金等を含む）</td> <td>・ 銀行については、指定格付機関のいずれかに、短期債務格付が最上位から二番目以上のものを付与されたものであること。</td> </tr> <tr> <td>⑧信託会社又は信託業務を行う銀行への金銭信託</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	運用対象資産	条 件	①国債	—	②地方債	・ 指定格付機関のいずれかに、最上位から二番目以上の格付を付与されたものであること。	③特別の法律により設立された法人の発行する債券	・ 政府が保証するもの、又は指定格付機関のいずれかに、最上位から二番目以上の格付を付与されたものであること。	④特別の法律により銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券（いわゆる金融債）	・ 指定格付機関のいずれかに、最上位から二番目以上の格付を付与されたものであること。	⑤社債（⑥に該当するいわゆるペーパーレスCPを除く）	・ 指定格付機関のいずれかに、最上位から二番目以上の格付を付与されたものであること。 ・ 転換社債、新株引受権付社債は含まないこと。	⑥証券取引法第2条第1項第8号に掲げる約束手形（いわゆる約束手形CP）及び社債等の振替に関する法律第66条第1号に掲げる短期社債（いわゆるペーパーレスCP）	・ 指定格付機関のいずれかに、短期債務格付が最上位から二番目以上のものを付与されたものであること。	⑦金融機関への預金（大口定期預金、譲渡性預金等を含む）	・ 銀行については、指定格付機関のいずれかに、短期債務格付が最上位から二番目以上のものを付与されたものであること。	⑧信託会社又は信託業務を行う銀行への金銭信託	
運用対象資産	条 件																																				
①国債	—																																				
②地方債	・ 信用格付業者のいずれかに、最上位から二番目以上の格付を付与されたものであること。																																				
③特別の法律により設立された法人の発行する債券	・ 政府が保証するもの、又は信用格付業者のいずれかに、最上位から二番目以上の格付を付与されたものであること。																																				
④特別の法律により銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券（いわゆる金融債）	・ 信用格付業者のいずれかに、最上位から二番目以上の格付を付与されたものであること。																																				
⑤社債（⑥に該当するいわゆるペーパーレスCPを除く）	・ 信用格付業者のいずれかに、最上位から二番目以上の格付を付与されたものであること。 ・ 転換社債、新株引受権付社債は含まないこと。																																				
⑥金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げる約束手形（いわゆる約束手形CP）及び社債等の振替に関する法律第66条第1号に掲げる短期社債（いわゆるペーパーレスCP）	・ 信用格付業者のいずれかに、短期債務格付が最上位から二番目以上のものを付与されたものであること。																																				
⑦金融機関への預金（大口定期預金、譲渡性預金等を含む）	・ 銀行については、信用格付業者のいずれかに、短期債務格付が最上位から二番目以上のものを付与されたものであること。																																				
⑧信託会社又は信託業務を行う銀行への金銭信託																																					
運用対象資産	条 件																																				
①国債	—																																				
②地方債	・ 指定格付機関のいずれかに、最上位から二番目以上の格付を付与されたものであること。																																				
③特別の法律により設立された法人の発行する債券	・ 政府が保証するもの、又は指定格付機関のいずれかに、最上位から二番目以上の格付を付与されたものであること。																																				
④特別の法律により銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券（いわゆる金融債）	・ 指定格付機関のいずれかに、最上位から二番目以上の格付を付与されたものであること。																																				
⑤社債（⑥に該当するいわゆるペーパーレスCPを除く）	・ 指定格付機関のいずれかに、最上位から二番目以上の格付を付与されたものであること。 ・ 転換社債、新株引受権付社債は含まないこと。																																				
⑥証券取引法第2条第1項第8号に掲げる約束手形（いわゆる約束手形CP）及び社債等の振替に関する法律第66条第1号に掲げる短期社債（いわゆるペーパーレスCP）	・ 指定格付機関のいずれかに、短期債務格付が最上位から二番目以上のものを付与されたものであること。																																				
⑦金融機関への預金（大口定期預金、譲渡性預金等を含む）	・ 銀行については、指定格付機関のいずれかに、短期債務格付が最上位から二番目以上のものを付与されたものであること。																																				
⑧信託会社又は信託業務を行う銀行への金銭信託																																					

注1. 信用格付業者とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第36項及び同法第66条の27の規定に基づき、内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。

（参考）信用格付業者は、金融庁のホームページに掲載される。

注2. 保有銘柄の格付引下げ時の対応

: 取得後に全ての信用格付業者による格付が最上位から二番目未満となった債券については、速やかに代表理事まで報告を行い、売却を行うか保有するかを総合的に判断して対応を行う。

全ての信用格付業者による格付が最上位から三番目未満になった場合には原則売却を行う。

: 取得後に全ての信用格付業者による短期債務格付けが最上位から二番目未満となったCPについては原則として売却を行う。

注3. 金融機関の短期債務格付け引下げ時の対応

: 金融機関への預金については全ての信用格付業者による短期債務格付けが最上位から二番目未満になった場合には原則解約とする。

注4. 保有銘柄の格付取下げ・撤回時の対応

: 取得後に全ての信用格付業者が付与していた格付を取下げ・撤回した債券については、速やかに代表理事まで報告を行い、「指定格付機関の格付の取下げ・撤回への対応」（第26回資金管理業務諮問委員会）を踏まえ、売却を行うか保有するかを総合的に判断して対応を行う。

この場合において、「指定格付機関の格付の取下げ・撤回への対応」（第26回資金管理業務諮問委員会）に「指定格付機関」とあるのは「信用格付業者」と読み替えるものとする。

<略>

注1. 指定格付機関とは、企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号）第1条第13号の2の規定に基づき、金融庁長官が有効期間を定めて指定した機関をいう。

（参考）指定格付機関は、平成16年1月1日現在、下記の5機関。

・株式会社格付投資情報センター

・株式会社日本格付研究所

・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク

・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス

・フィッチレーティングスリミテッド

注2. 保有銘柄の格付引下げ時の対応

: 取得後に全ての指定格付機関による格付が最上位から二番目未満となった債券については、速やかに代表理事まで報告を行い、売却を行うか保有するかを総合的に判断して対応を行う。

全ての指定格付機関による格付が最上位から三番目未満になった場合には原則売却を行う。

: 取得後に全ての指定格付機関による短期債務格付けが最上位から二番目未満となったCPについては原則として売却を行う。

注3. 金融機関の短期債務格付け引下げ時の対応

: 金融機関への預金については全ての指定格付機関による短期債務格付けが最上位から二番目未満になった場合には原則解約とする。

注4. 保有銘柄の格付取下げ・撤回時の対応

: 取得後に全ての指定格付機関が付与していた格付を取下げ・撤回した債券については、速やかに代表理事まで報告を行い、「指定格付機関の格付の取下げ・撤回への対応」（第26回資金管理業務諮問委員会）を踏まえ、売却を行うか保有するかを総合的に判断して対応を行う。

<略>